

いわき台配水池で発生した水道水の濁りによる損害賠償対象一覧

- 賠償金額は、申請内容、提出書類等を審査し、決定させていただきます。
- 賠償に当たっては、今回発生した濁り水に起因する場合に限らせていただきます。
- 審査過程において、書類等の追加提出をお願いする場合があります。

区分	損害賠償対象機器・項目等		提出書類
機器類	・給湯器 ・電気温水器（エコキュート） ・食洗器 ・浄水器 ・洗濯機 ・ウォシュレット ・ロータンク（ボールタップ）	○点検費用 ○清掃費用 ○故障修理費用 ○部品交換費用※¹ ・カートリッジ、フィルター等の取替） ※¹ ご自身で取替が可能な部品の場合は、部品代のみが対象となります。	○損害賠償に関する申請書（様式 1） 【添付書類】 ①領収書、レシート等（原本、コピー不可） ・口座引落やカード払いの場合は、通帳等の写しや支払いがわかるもの ・価格のわかるもの ②作業報告書（点検等内容のわかるもの） ・対応業者による内容証明書等 ③写真（ある場合は添付） ・損害状況がわかるもの ・点検、清掃、修理等作業状況がわかるもの ・交換部品等がわかるもの ④修理不能証明書 ・全損（部品がない等を含む）の場合は、修理できない旨の証明書
貯水槽等	・受水槽 ・高架水槽 ・ポンプ	○全損※²（部品がない等を含む） ※² 損害を受けた機器の残存価格等が対象となる場合があります。	
衣類等	・濁り水により汚れた服のクリーニング代 ・濁り水により洗濯した結果汚損し使えなくなった衣類等の購入費用※³ ※³ 汚損した衣類等の残存価格が対象となる場合があります。		○損害賠償に関する申請書（様式 1） 【添付書類】 ①クリーニング代は又は汚損した衣類等購入の領収書、レシート等（原本、コピー不可） ※上段の①参照 ②衣類等の申出書（様式 2） ③写真（ある場合は添付） ・汚損服及び購入服がわかるもの
健康被害	・食事等で濁り水を摂取したことにより症状があった場合の医療費 ・濁り水の風呂に入ったことによる皮膚炎等の医療費		○損害賠償に関する申請書（様式 1） 【添付書類】 ①領収書等（原本、コピー不可） ②診断書

※以下の費用は補償の対象外になります。

飲料品・食事・代替食材・ポリタンク・給水袋などの購入費、入浴料、交通費、燃料費など